

1 目的

「環境報告ガイドライン2007年版」（平成19年6月 環境省）では、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠な一般的報告原則のひとつとして“信頼性”をあげています。信頼性を高めるための手段の一つとして、独立した第三者の審査を受ける方法があります。

水道局では、環境報告書を作成し公表するにあたり、その信頼性・客観性の向上を目的として第三者による審査を受けました。

2 結果

株式会社上総環境調査センターによる審査の結果、環境報告書に記載されている環境パフォーマンス情報及び環境会計情報について、「重要な点において正確に測定、算出されていない、または、重要な項目が漏れなく表示されていないと認められるような事項は、発見されなかった。」との報告をいただきました。

